

鳥取縣公報

昭和二十三年八月二十二日

外　　日　　曆

公　　告

◇資格審査結果公報第三十三號

(自昭和二十三年八月一日

至同　　年八月十五日)

昭和二十三年八月二十二日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば、前項の調査表を自由に閲覧することができる。

四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員數

二名

非該當決定者

二名

審査を受けた公職及びその氏名

二名

一、この表は昭和二十一年勅令第一號及び昭和二十三年政令第六十二號の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は最も廣く公表するものである。市町村役場

はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなけれ

ばならない。この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し、次

回の新公報を受け取つたときはこれと取換え、取換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市町村役場内に縛つて保存するものである。

◎農地委員會委員立候補者

井上　米治

◎警察官

岸本　吉男